第5章　温室効果ガス排出量削減等に関する対策・施策

5.1　施策体系

本市が掲げる将来像を実現するための施策体系として、4.2 で定めた 5 つの基本方針に基づき、対策・施策を推進します。また、各基本方針には関連する SDGs（持続可能な開発目標）を紐づけています。（**図 5.1**）

図 5.1　施策体系

令和 32（2050）年カーボンニュートラル実現には、長期にわたり継続した取り組みが必要となります。本市における温室効果ガス排出量削減等に関する対策・施策は、環境配慮行動の実施・脱炭素行動への変容、再生可能エネルギー電力への切替え、学校教育などを通じた環境学習の推進・啓発活動等により、市民・事業者・市が協働し、各種対策・施策を順次展開していくものとしています。（図 5.2）

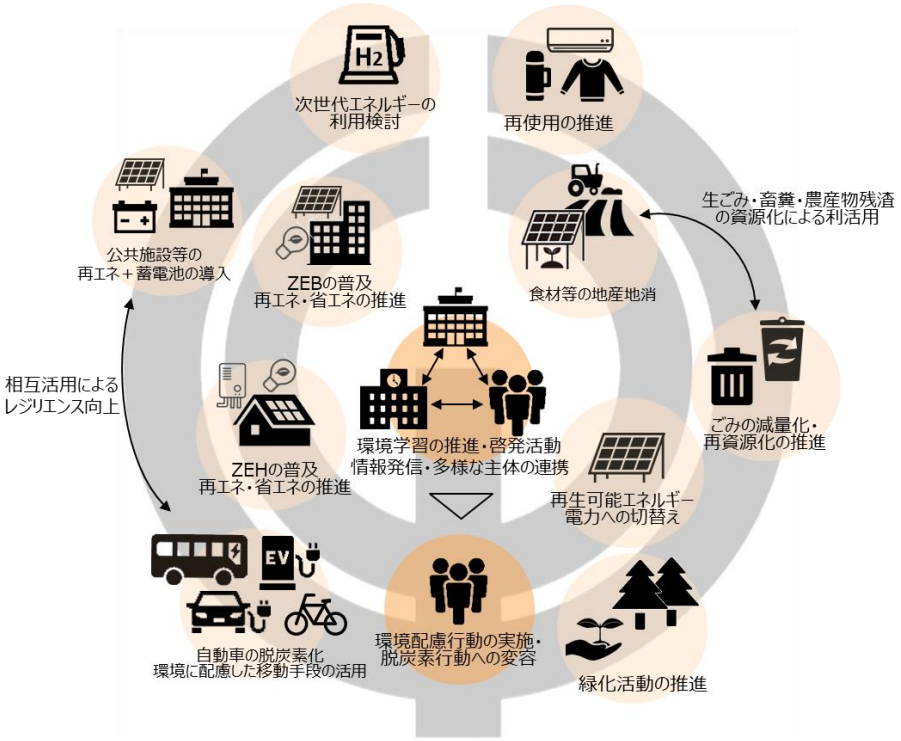

図 5.2　対策・施策の展開イメージ

コラム　家庭からの温室効果ガス排出量

日本の家庭（自動車の利用も含む）では、令和３（2021）年度おいて１世帯から１年間に約 3,730 kg-CO_2の CO_2を排出しています。内訳を用途別に占める割合が大きいものから順に見ると、照明・家電製品などから 32.1%、自動車から 24.3%、暖房から 15.6%となっています。

したがって、カーボンニュートラルの実現に向けて家庭からの温室効果ガス排出量の削減に取り組む場合、照明や家電製品のスイッチをこまめに消す、省エネルギー性能が高い機器に交換する、自動車の適切な利用を心がけるといった身近なことに取り組むことも重要となります。

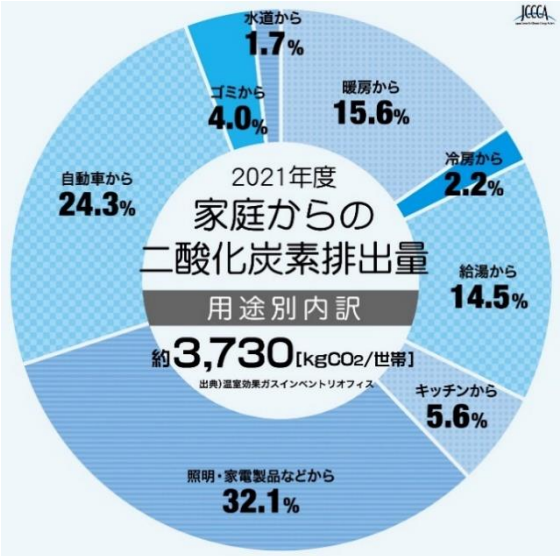

（出典）JCCCA「家庭からの二酸化炭素排出量（2021 年度）」

5.2 温室効果ガス排出量削減に向けた対策・施策

5.2.1 基本方針１：省エネルギーの推進

本市では、温室効果ガス排出量のうちエネルギーの消費に伴う排出量が大部分を占めており、まずは市民・事業者・市がより一層省エネルギー対策に取り組むことが重要になります。公共施設等における率先した省エネルギーの推進とともに、市民・事業者が省エネルギー活動に取り組むことができるような情報発信、普及啓発、支援及び仕組みづくりを行います。（表 5.1）

表 5.1 省エネルギーの推進に関する施策

取り組み	対策・施策一覧
省エネルギー行動の促進	(1) 環境配慮行動の実施・脱炭素行動への変容
家庭や事業所の省エネルギー化	(2) ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）及び ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の普及
	(3) 住宅や事業所等への省エネルギー設備の設置
公共施設の省エネルギー化の推進	(4) 公共施設の省エネルギー化

省エネルギー行動の促進

(1) 環境配慮行動の実施・脱炭素行動への変容

＜市民＞

○ 環境省が推奨するゼロカーボンアクション 30 の実践等、環境配慮行動を自発的に行います。

○ 日常的に取り組める省エネルギー行動について情報収集し、実践します。

＜事業者＞

○ 脱炭素対策担当者の配置等、省エネルギーに繋がる環境配慮行動に努めます。

○ 環境に配慮した商品等の開発やサービスの提供、使用に努めます。

○ クールビズやウォームビズを導入し、環境にやさしい空調の運転に努めます。

○ 「エコアクション 21」や「ISO14001」等の環境マネジメントシステムの導入を検討します。

＜市＞

○ ゼロカーボンアクション 30 等の普及啓発を推進します。

○ 率先した環境配慮行動を推進します。

○ 脱炭素に繋がる行動に対するインセンティブの付与（例：ポイント制度の導入）等、行動変容を促す仕組みの導入を検討します。

○ クールシェア・ウォームシェアとして公共施設を開放します。

コラム　ゼロカーボンアクション 30

環境配慮行動の例として、環境省が推奨するゼロカーボンアクション 30 があります。

ゼロカーボンアクション 30 は、脱炭素社会の実現に重要となる一人ひとりのライフスタイルの転換のため、30 項目のアクションを示したものです。日常生活の中ですぐに実践できるアクションから、住宅や家電の選択に関するアクションなど、幅広い取り組みが示されており、中には家計にとっても節約などのメリットが得られる取り組みもあります。

まずは簡単に実践できるアクションに着手することによって、家計と地球にやさしい行動を通じて一人ひとりが地球温暖化対策に取り組む社会へ変えていくことが、カーボンニュートラルの実現に繋がります。

（出典）環境省「COOL CHOICE」

家庭や事業所の省エネルギー化

(2) ZEH 及び ZEB の普及

＜市民＞

○　ZEH に関する情報を収集し、住宅の ZEH 化を検討します。

＜事業者＞

○　ZEB に関する情報を収集し、事業所の ZEB 化を検討します。

＜市＞

○　ZEH や ZEB のメリットを周知するとともに普及に資する支援制度や補助金の情報発信を行います。

(3) 住宅や事業所等への省エネルギー設備の設置

＜市民＞

○　住宅の省エネルギー化に関する情報を収集し、LED 照明、省エネルギー家電、高効率給湯器等の省エネルギー設備の設置及び既存住宅の省エネルギー化に努めます。

＜事業者＞

○　省エネルギー診断等を活用し、効果的な省エネルギー設備の設置を検討します。

＜市＞

○　省エネルギー設備の設置を促進する取り組みを検討します。

○　省エネルギー設備の普及、既存住宅の省エネルギー化に資する支援制度や補助金の情報発信を行います。

公共施設の省エネルギー化の推進

(4) 公共施設の省エネルギー化

＜市＞

○　公共施設への ZEB の導入を検討します。

○　公共施設への省エネルギー性能の高い機器の導入を検討します。

○　市の事務事業における、省エネルギー行動を徹底します。

コラム　ZEH とは

ZEH とは、Net Zero Energy House（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の略語で、家庭で使用するエネルギーと、太陽光発電などで創るエネルギーをバランスして、1 年間で消費するエネルギーの量を実質的にゼロ以下にする家です。

これを実現するためには、使用するエネルギーの量を大幅に減らすことが必要となりますが、暑さや寒さを我慢するというわけではありません。ZEH は、家全体の断熱性や設備の効率化を高めることで、夏は涼しく冬は暖かいという快適な室内環境をたもちながら省エネルギーを目指します。

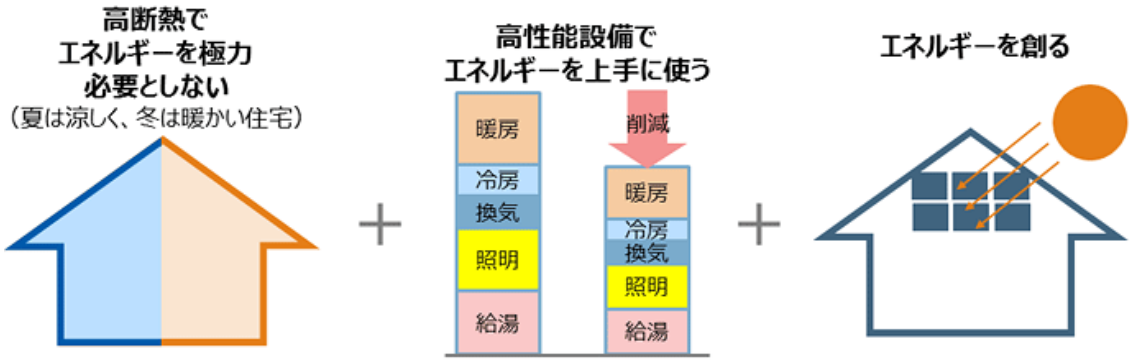

（出典）資源エネルギー庁「省エネポータルサイト」

コラム　家電のエネルギー消費効率の改善

私たちの身の回りにある家電は、ここ数年間で省エネルギー性能が大幅に向上しています。

例えば、2.8kW のエアコンでは、2010 年度から 2020 年度にかけて、エネルギー消費効率が 10%も改善されています。

古くなった家電を最新機器に買い替えるだけでも、省エネルギーに貢献するとともに、電気代の削減という経済的なメリットも得ることができます。

機器名	10年間の改善率	備考
エアコン	10%	冷暖房兼用・壁掛け形・冷暖房能力2.8kWクラスの比較
テレビ	31%	32V型液晶テレビの比較
電気冷蔵庫	46%	定格内容積401L～450Lの比較
照明器具	86%	ほぼ同じ明るさの一般電球と電球型LEDランプとの比較
温水洗浄便座	7%	節電機能を使用した場合の比較

※2010 年度から 2020 年度の 10 年間

（出典）環境省「省エネ製品買換ナビゲーション「しんきゅうさん」」

5.2.2　基本方針２：再生可能エネルギーの普及・促進

令和 32（2050）年カーボンニュートラル実現のためには、省エネルギー対策によって消費するエネルギー量を減らすだけではなく、使用するエネルギーの脱炭素化も必要となります。業務部門（オフィスビル、商業施設、事務所、病院など）や家庭部門からの温室効果ガス排出量が多い本市では、特に電気の利用に伴う排出量が多いことから、CO_2を排出せずに作ることが可能な再生可能エネルギーに関する取り組みを推進します。（表 5.2）

表 5.2　再生可能エネルギーの普及・促進に関する施策

取り組み	対策・施策一覧
再生可能エネルギーの積極的な活用	(1) 再生可能エネルギー電力への切替え
	(2) 区域外の再生可能エネルギー等の利用
再生可能エネルギーの地産地消	(3) 建物等への太陽光発電の導入による電力の自家消費
	(4) 卒 FIT 電源の有効活用による電気の地産地消

再生可能エネルギーの積極的な活用

(1) 再生可能エネルギー電力への切替え

＜市民・事業者＞

○　正しい知識を習得し、コストメリットを得ながら再生可能エネルギー電力への切替えを検討します。

＜市＞

○　公共施設で利用する電気の再生可能エネルギー電力への切替えを推進します。

○　市民・事業者がコストメリットを得ながら再生可能エネルギー電力に切替えることができるよう、再生可能エネルギー共同購入などに関する情報発信を行います。

(2) 区域外の再生可能エネルギー等の利用

＜事業者＞

○　区域外から市内事業所等への再生可能エネルギー電力の供給について検討します。

○　温室効果ガスの排出削減量や吸収量などを売買する仕組みであるカーボンクレジットの活用を検討します。

＜市＞

○　再生可能エネルギーの導入ポテンシャルを豊富に有する地域と連携し、市内への再生可能エネルギー電力の供給を検討します。

○　温室効果ガスの排出削減量や吸収量などを売買する仕組みであるカーボンクレジットを活用し、排出量をオフセット（相殺）することを検討します。

再生可能エネルギーの地産地消

(3) 建物等への太陽光発電の導入による電力の自家消費

＜市民＞

○　住宅等への太陽光発電設備の設置に努めます。

＜事業者＞

○　事業所等の屋上や駐車場等、活用できる空間へ積極的な太陽光発電設備の導入に努めます。

○　農地への営農型太陽光発電（ソーラーシェアリング）の導入可能性について情報収集に努めます。

＜市＞

○　公共施設等への太陽光発電設備や蓄電池の設置を推進することで、脱炭素とともに、災害レジリエンスの向上に努めます。

○　太陽光発電設備の導入に対し、補助金の拡充を検討します。

○　太陽光発電設備の普及に資する支援制度や補助金の情報発信を行います。

○　ソーラーカーポートや路面太陽光発電システムの導入、建物壁面への太陽光発電設備等設置など、多岐に渡る導入方法を検討します。

○　オンサイト PPA といった第三者所有モデル等、初期費用を抑えた導入方式も含め様々な方式について検討・情報発信を行います。

○　営農型太陽光発電（ソーラーシェアリング）の導入可能性について研究を行います。

(4) 卒 FIT 電源の有効活用による電気の地産地消

＜市民＞

○　FIT 制度の満了（卒 FIT）を迎えた電源について、電力の地産地消を行う仕組みへの協力に努めます。

＜事業者＞

○　卒 FIT 電源について電力の地産地消を行う仕組みへの協力に努めます。

○　区域内の卒 FIT を迎えた電源から創出される電力を調達し、区域内で活用する手法を研究します。

＜市＞

○　区域内の卒 FIT を迎えた太陽光発電設備から創出される電力を調達し、市民・事業者が区域内において活用する手法を研究します。

コラム　太陽光発電による CO_2の削減量

住宅用の太陽光発電（設備量は 4kW と仮定）からは、1 年間に 2,068kg-CO_2の削減に繋がる再生可能エネルギー電力を創出することが可能です。これをスギが 1 年間で吸収する量に換算した場合、スギ 235 本分の吸収量に相当する値となります。

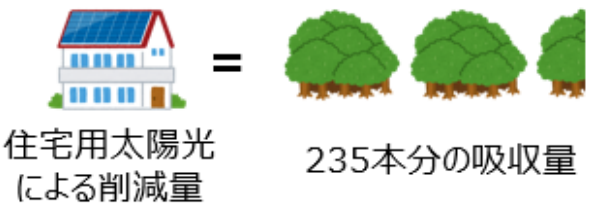

コラム　CO_2の観点での太陽光発電の環境負荷

太陽光発電システムは、CO_2を排出せず電気を生み出せるという特性を有する一方で、製造時や廃棄時におけるCO_2排出が指摘されることがあります。これに対し、総合的な環境価値を定量的に評価するための指標として、CO_2ペイバックタイムという、太陽光発電システムのライフサイクル（設備の製造に使用する資材の生産から廃棄）で排出する CO_2の量が、発電による CO_2削減効果によってどの程度の期間で相殺されるかを示す指標があります。

平成 21（2009）年の国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の報告書では、太陽光発電システムの CO_2ペイバックタイムは、住宅用において 2.1～3.5 年、公共・産業用等では 3.0～4.2 年とされています。これは、設置後に少なくとも 4.2 年間経過した太陽光発電システムは、自身の製造時や廃棄時に排出する量の CO_2削減を達成し、以降はライフサイクル全体を考慮しても CO_2削減に貢献する状態となることを意味します。

分類	CO_2ペイバックタイム
住宅用	2.1～3.5 年
公共・産業用	3.0～4.2 年

（出典）NEDO 報告書「太陽光発電システムのライフサイクル評価に関する調査研究」

コラム　蓄電池の活用

＜蓄電池とは＞

- 蓄電池とは、充電をおこなうことで電気を蓄え、繰り返し使用することができる電池（二次電池）のことです。

＜蓄電池を利用するメリット＞

- 蓄電池を導入することで、余った電力を貯めておき必要な時に利用することが出来ます。より多くの電力を太陽光発電で賄えるようになるので、再エネ率の向上や購入電力量の削減に繋がります。
- 蓄電池に貯めた電力を電力需要量の多い時間帯に利用することで、最大電力需要量を抑える「ピークカット」が出来ます。これにより、電力の基本料金を抑えることが可能です。
- 災害等で停電が発生した場合にも、蓄電池で貯めておいた電力を非常用電源として使うことが可能です。

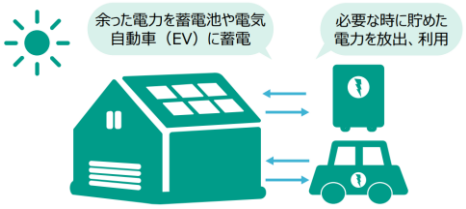

（出典）環境省「再エネ調達のための太陽光発電設備導入について」

＜本市の取り組み＞

- 本市でも蓄電池設置に対して補助金を交付しています。

5.2.3　基本方針３：脱炭素なまちづくり

自動車等の交通手段において、動力として利用されるエネルギーを再生可能エネルギーに転換するなど、使用するエネルギーの種類を見直すことによってエネルギーの脱炭素化を促すことができます。また、光合成によって大気中の CO_2を吸収する植物（吸収源）を育てることは、大気中に放出された CO_2を再度吸収・固定化することに繋がります。これら交通手段や吸収源の観点から、脱炭素に資するまちづくりを推進します。（表 5.3）

表 5.3　脱炭素なまちづくりに関する施策

取り組み	対策・施策一覧
自動車の脱炭素化	(1) ZEV の導入
	(2) 自動車の走行に伴う温室効果ガス排出の抑制
	(3) 次世代エネルギーの利用検討
環境に配慮した移動手段の活用	(4) 徒歩、自転車利用環境の維持・向上
	(5) 公共交通機関の利用促進
緑化活動の推進	(6) まちの緑の維持・保全
	(7) 市有林の適切な保全・管理

自動車の脱炭素化

(1) ZEV の導入

＜市民＞

○　走行時に CO_2等を排出しない ZEV の活用に努めます。

＜事業者＞

○　走行時に CO_2等を排出しない ZEV の活用に努めます。

○　EV や PHV を活用しやすい環境を整備するため、充電設備の設置を推進します。

＜市＞

○　ZEV の普及に資する支援制度や補助金の情報発信を行います。

○　公用車の更新時に合わせて計画的に ZEV を導入します。

○　市内を巡回するコミュニティバスである「きよバス」の ZEV 化を推進します。

○　公共施設への充電設備の設置を推進します。

○　充電設備の普及に資する支援制度や補助金の情報発信を行います。

○　EV カーシェアリングの普及ための取り組みを検討します。

(2) 自動車の走行に伴う温室効果ガス排出の抑制

＜市民＞

○　エコドライブの方法を習得し、実践に努めます。

○　渋滞抑制のため極力混雑時を避けて運転します。

＜事業者＞

○　業務で自動車を使用する際は、エコドライブの実践に努めます。

＜市＞

○　エコドライブの方法や効果について周知啓発を行います。

○　エコドライブを実践します。

○　宅配便の再配達を抑制するため、公共施設に宅配ボックスの設置を検討します。

○　都市計画道路の整備など、道路交通環境の改善を図ります。

(3) 次世代エネルギーの利用検討

＜事業者＞

○　水素エネルギーの活用の研究や FCV の導入について情報収集に努めます。

＜市＞

○　市内における水素エネルギーの活用について、需要動向に注視しながら研究します。

○　新たな次世代エネルギーについて情報収集に努めます。

コラム　エコドライブ 10 のすすめ

エコドライブとは、燃料消費量や CO_2排出量を減らし、地球温暖化の抑制に繋げるためにドライバーが行う運転方法や心がけのことです。経済産業省、国土交通省、環境省、警察庁で構成するエコドライブ普及連絡会では、エコドライブを具体的に実践するためのポイントを「エコドライブ 10 のすすめ」としてまとめています。

（出典）エコドライブ普及推進協議会資料

環境に配慮した移動手段の活用

(4) 徒歩、自転車利用環境の維持・向上

＜市民・事業者＞

○　スマートムーブの取り組みとして徒歩または自転車の利用を図ります。

＜市＞

○　スマートムーブの取り組みを促進します。

○　徒歩、自転車での移動の促進のため、誰もが利用しやすい道路の整備に努めます。

○　シェアサイクルなどを活用した安全で快適なサイクルネットワークの構築を検討します。

(5) 公共交通機関の利用促進

＜市民＞

○　可能な限り公共交通機関の利用に努めます。

＜事業者＞

○　エコ通勤を推奨します。

＜市＞

○　地域交通事業者と連携・協働し、公共交通ネットワークを維持することで、自動車利用の抑制を図ります。

○　イベント等における来場者への公共交通機関の利用を呼びかけます。

コラム　スマートムーブ

私たちの家庭から排出される CO_2 量は年々増加傾向にあり、そのうち、通勤・通学・買い物・旅行といった「移動」に伴う排出量が約 2 割を占めています（1 世帯当たりの割合）。

こうした状況において、普段から利用している様々な移動手段を工夫して CO_2 排出量を削減しようという取り組み「スマートムーブ」が全国各地に広がっています。主な取り組みは右の 5 つです。

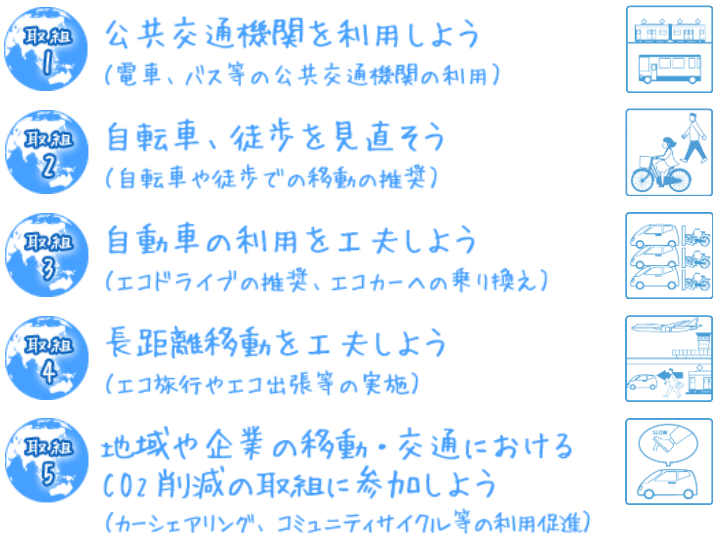

（出典）環境省「smart move とは」

(6) まちの緑の維持・保全

＜市民＞

○　緑の保全及び創生への意識を高め、地域の良好な環境をつくる活動に協力します。

○　所有地内の身近な緑を増やし、育むことに努めます。

○　地域の緑化活動への積極的な参加に努めます。

＜事業者＞

○　事業所等における積極的な緑地保全、敷地内緑化に努めます。

○　所有地内の緑を自らの責任で守り、維持・管理することに努めます。

○　市民・市と連携しながら、緑に関わる積極的な地域貢献を図ります。

＜市＞

○　現存する緑地の維持・保全の取り組みを推進します。

○　公園や街路樹等の緑化を推進し、ヒートアイランド現象の緩和を図ります。

○　計画に基づき、公共施設の緑化を推進します。

○　緑地保全、緑化推進や PR 等の情報発信を積極的に行います。

(7) 市有林の適切な保全・管理

＜市民・事業者＞

○　市有林の適切な保全・管理に協力します。

＜市＞

○　萌芽更新等による適切な保全・管理を実施し、適正な維持に努めます。

○　緑の保全・創生に対する補助金の情報発信を行います。

5.2.4　基本方針４：循環型社会の形成

ごみの発生抑制や資源化を進めることは、ごみの焼却量を減らすことに繋がり、温室効果ガス排出量の削減に効果的です。これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄を行ってきた経済を見直し、廃棄物の発生抑制と適正な資源の循環を促すことによって、循環型社会の形成を目指します。（表 5.4）

表 5.4　循環型社会の形成に関する施策

取り組み	対策・施策一覧
ごみの減量化の推進	(1) ごみの発生抑制（リデュース）の推進
	(2) 生ごみ・畜糞・農産物残渣の資源化・減量化の促進
再使用・再資源化の推進	(3) 再使用（リユース）の推進
	(4) 資源回収及び再生利用（リサイクル）の推進
食材等の地産地消	(5) 食材等の地産地消の推進

ごみの減量化の推進

(1) ごみの発生抑制（リデュース）の推進

＜市民＞

○　マイバッグやマイボトルを利用し、ごみの発生を抑制します。

○　食べ残しを減らす工夫をし、食品ロスを抑制します。

＜事業者＞

○　マイバッグやマイボトルの使用を推奨し、ごみ発生の抑制を推進します。

○　作りすぎ、使い捨て、余分な紙ごみの発生を防ぎ、ごみの減量化に取り組みます。

＜市＞

○　マイバッグやマイボトルの利用など、ごみの発生抑制に繋がる普及啓発を行います。

○　紙類の分別を更に推進して資源化率を高め、ごみの減量化に繋げます。

○　市報やイベントをはじめ、ごみ分別アプリを活用したごみの発生抑制に繋がる情報発信を行い、啓発に努めます。

(2) 生ごみ・畜糞・農産物残渣の資源化・減量化の促進

＜市民＞

○　生ごみ処理機等を活用し、家庭ごみの資源化や減量化に努めます。

○　生ごみの減量化を促進するため、「水きり」「食べきり」「使いきり」の３つの「きり」を実施します。

＜事業者＞

○　事業において発生する廃棄物について、可能な限り資源化や減量化に努めます。

＜市＞

○　生ごみ処理機の助成等を通じ、生ごみの資源化や減量化を促進します。

○　ごみの資源化及び減量化のための情報発信を図ります。

コラム　循環型社会

循環型社会とは、「廃棄物などの発生抑制と適正な循環的利用・処分により、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会」を意味します。循環型社会は、従来の大量生産・大量消費・大量廃棄の社会に変わる仕組みとして提案され、世界中で循環型社会への転換が求められています。日本でも循環型社会の形成を目指し、過去より 3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進を図ってきましたが、近年では令和元（2019）年に策定された「プラスチック資源循環戦略」において 3R をさらに前進させた 3R+Renewable が基本原則として掲げられています。

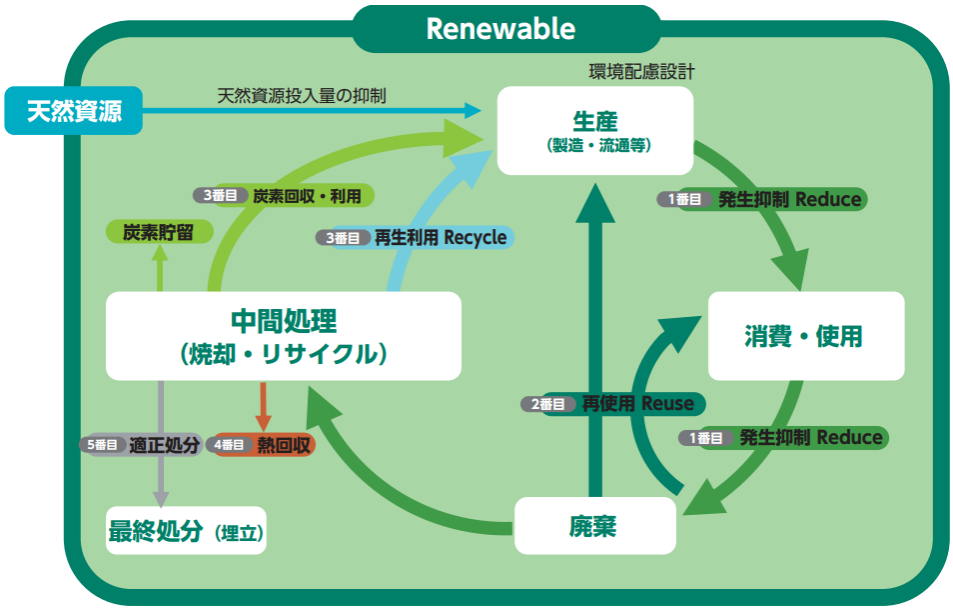

（出典）環境省「令和 5 年版 環境・循環型社会・生物多様性白書」

再使用・再資源化の推進

(3) 再使用（リユース）の推進

＜市民＞

○　不要となった物はすぐに捨てずに、可能な限りリユースを検討します。

＜事業者＞

○　リユース品の販売を行う等、可能な限りリユースの推進に努めます。

＜市＞

○　幅広くリユース活動に対する支援ができるように検討します。

○　不用となったものの情報仲介等、リユースに関する情報発信に取り組みます。

(4) 資源回収及び再生利用（リサイクル）の推進

＜市民・事業者＞

○　家庭や事業所から出るごみの分別や資源の出し方を適切に行います。

○　リサイクル可能な商品の使用に努めます。

＜市＞

○　資源物のリサイクルについて正しい知識の周知啓発を行います。

○　公共施設から出る資源物をリサイクルに繋げるよう適切に排出します。

○　リサイクル可能な商品の使用に努めます。

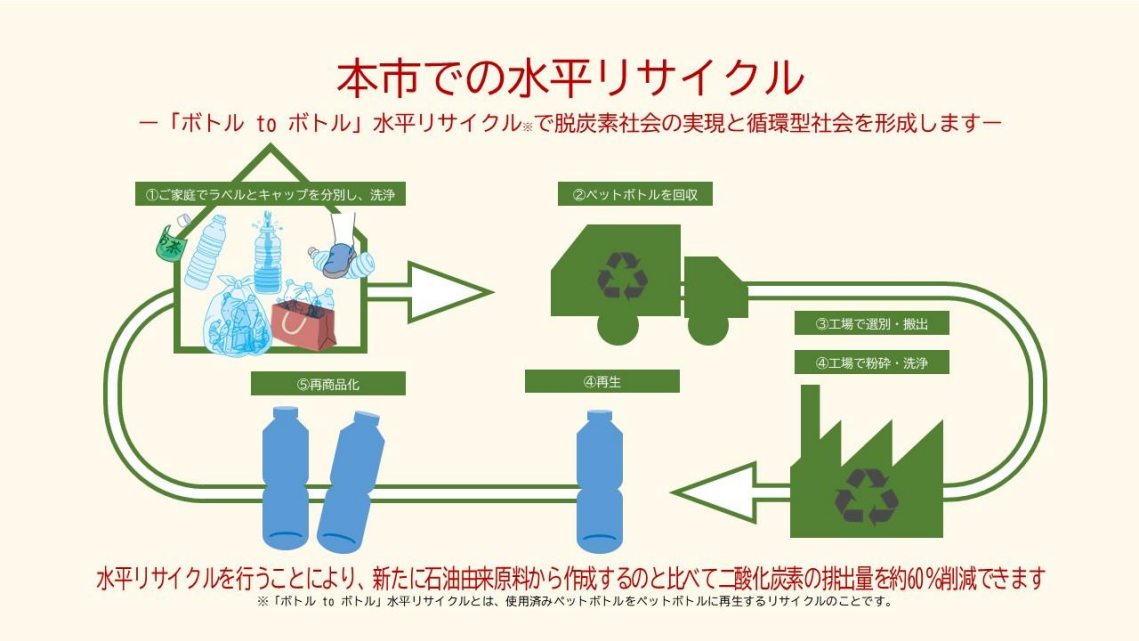

(5) 食材等の地産地消の推進

＜市民＞

○　地元の農産物の購入に努めます。

＜事業者＞

○　可能な限り地元の農産物の使用に努めます。

○　収穫した農産物を地元で消費できるような環境を検討します。

＜市＞

○　地元の農産物の PR や、直売所マップの活用を推進します。

○　学校給食等に地場野菜を活用し、食材の地産地消を促進します。

○　地元の農産物を活用した地産地消に関連する事業を検討します。

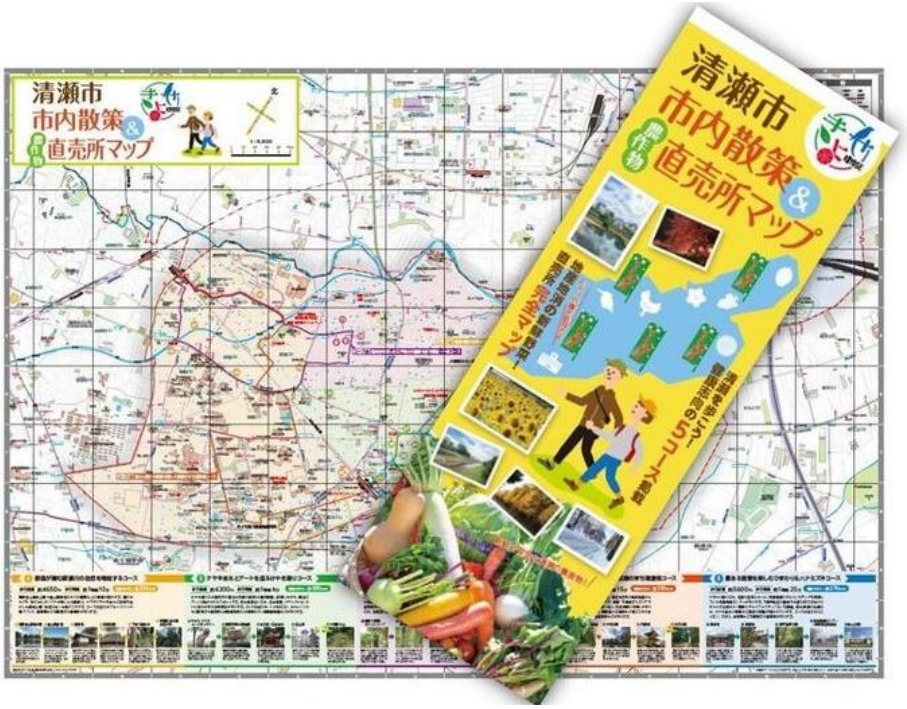

5.2.5　基本方針５：環境意識の向上

ゼロカーボンシティの実現のためには、市民・事業者の誰もが脱炭素を自分事と捉えることが重要となります。本市においては、各対策・施策を展開するにあたって基盤となる市民・事業者の環境意識の醸成を推進します。また、市内外の事業者や行政機関において、各主体が互いの活動を知り、支え合いながら、それぞれ連携することにより、地球温暖化対策を効果的に推進することが可能となることから、事業者や行政機関との連携を図ります。（表 5.5）

表 5.5　環境意識の向上に関する施策

取り組み	対策・施策一覧
環境学習の推進・啓発活動	(1) 学校教育などを通じた環境学習の推進・啓発活動
脱炭素の情報発信	(2) 各主体における環境に関する取り組みの情報発信
多様な主体との連携	(3) 事業者や他の行政機関との連携及び協定

環境学習の推進・啓発活動

(1) 学校教育などを通じた環境学習の推進・啓発活動

＜市民＞

○　環境イベントへの参加や出前講座を活用し、環境に関する体験を通じて、知識を身につけます。

○　自らの活動や知識を通じ、学校教育などの環境学習に協力します。

○　個人・地域で環境について考えるよう努めます。

＜事業者＞

○　自らの持つ環境に関する専門知識等の提供や啓発に努めます。

○　従業員への環境教育に努めます。

＜市＞

○　学校教育などを通じて、未来を担う子どもたちへの環境教育を推進します。

○　幅広い世代を対象とした環境学習の場を提供します。

○　自治会等の地域コミュニティへ環境に関する情報発信を行います。

○　市職員への環境教育を推進し、知識と意識の向上を図ります。

脱炭素の情報発信

(2) 各主体における環境に関する取り組みの情報発信

＜市民・事業者＞

○　自らが行っている取り組みや自らの持つ知見や技術について、積極的な情報発信に努めます。

＜市＞

○　市の行う取り組みや、国、都及び関連団体の行う環境への取り組みについて、市報、SNS、ホームページ等を用いて情報を発信します。

○　市民・事業者による環境に関する取り組みについて、情報発信を効果的に行える手段等を検討します。

多様な主体との連携

(3) 事業者や他の行政機関との連携及び協定

＜市民＞

○　自治会等の地域活動を通じて、事業者や市と連携し、脱炭素に資する取り組みを検討します。

＜事業者＞

○　市と連携して、自らの持つ専門的な知見や技術を活用した脱炭素に資する取り組みを検討します。

○　事業者間での連携を図り、環境に配慮した取り組みを検討します。

＜市＞

○　国、東京都、近隣自治体など、他の行政機関と連携した対策・施策展開を推進します。

○　専門的知見を持つ企業や他自治体と協定を通じて、多様な取り組みを図ります。

○　事業者と連携して、事業者の持つ専門的な知見や技術を活用した脱炭素に資する取り組みを検討します。

5.2.6　地域脱炭素化促進事業

地球温暖化対策推進法の改正により創設された地域脱炭素化促進事業制度は、「円滑な合意形成を図り、環境に配慮し、地域のメリットにも繋がる、地域と共生する再エネ事業（=地域脱炭素化事業）」の導入を促進するものです。

本制度により、市は国や都道府県が定める環境保全に係る基準に基づき「区市町村が地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（促進区域）」「事業者に求める取り組み（地域の環境の保全のための取り組み等）」を検討・設定することとなります。（図 5.3）

図 5.3　地域脱炭素化促進事業の概要

（出典）環境省「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（地域脱炭素化促進事業編）」（2022 年 4 月）

東京都では令和 32（2050）年カーボンニュートラル実現に向け、促進区域の設定に関する都の基準を検討しています。そのため、本市では東京都の検討状況を注視し、次回の本計画改定時等に促進区域を設定することを検討します。

なお、令和 5（2023）年 10 月時点で、促進区域の設定が確認できる市町村は以下の 12 自治体です。

埼玉県入間市、神奈川県厚木市・小田原市、長野県箕輪市、富山県富山市、岐阜県恵那市、滋賀県米原市、徳島県阿南市、愛媛県松山市、鳥取県美郷町、福岡県福岡市、佐賀県唐津市

※環境省「地方公共団体実行計画策定・実施支援サイト」（令和 5（2023）年 10 月時点）